

## 建築基準法に基づく認定手続きの流れ

|                       |                                                                                                                                              |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築計画の検討               | 建築基準法、横浜市建築基準条例、宅地造成等規制法、都市計画法、その他関係法令等を踏まえ、計画してください。                                                                                        |
| ↓                     |                                                                                                                                              |
| 事前相談書の提出              | 建築許認可事前相談票※を頭紙にして、以下の添付書類を添えて提出してください。<br>添付書類：都市計画図（ <a href="#">i-マップ</a> でも可）、案内図、配置図、平面図、立面図、その他必要な図書等(既存建築物への増築の場合は過去の手続き記録がわかるもの)      |
| ↓                     |                                                                                                                                              |
| 許認可準備会議<br>＜原則毎週水曜午後＞ | 認定基準等の適合状況や計画内容の確認をします。<br>会議結果は担当者から連絡します。                                                                                                  |
| ↓                     |                                                                                                                                              |
| 各課等調整                 | 許認可準備会議での指摘事項等に関して、関係部署と調整してください。                                                                                                            |
| ↓                     |                                                                                                                                              |
| 関係法令等の諸手続             | 認定申請までに関連法令等の諸手続を済ませてください。<br>なお、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例の対象となる場合は、意見書が交付されないことと許可申請の受付をすることができませんのでご注意ください。                     |
| ↓                     |                                                                                                                                              |
| 認定申請書の提出              | 以下の必要書類をA4判ファイルに綴じて2部（正・副）ご提出ください。申請時に <a href="#">建築基準法に基づく許認可の手数料</a> を納入ください。<br>必要書類：認定申請書※、認定申請概要書※、事前相談時と同様の図書、関連法令等諸手続の写し、委任状、その他必要図書 |
| ↓                     |                                                                                                                                              |
| 認定通知                  | 事務処理（決裁等）の後、認定通知書を交付します。<br>（注）一団地認定・連担建築物設計制度に関しては、認定通知の後、公告を経て、認定内容が効力を生じることとなります。                                                         |
| ↓                     |                                                                                                                                              |
| 建築確認申請                | 認定通知書副本を添付して確認申請窓口提出してください。<br>なお、図書に変更が生じた場合は、確認申請等の前に協議をお願いします。                                                                            |
| ↓                     |                                                                                                                                              |
| 変更申請                  | 変更（軽微と認められるものに限る）がある場合は、計画変更承認※手続が必要となります。                                                                                                   |
| ↓                     |                                                                                                                                              |
| 工事完了                  | 工事完了前に現場の確認をさせていただく場合があります。<br>（検査済証は建築確認検査担当窓口で交付となります。）                                                                                    |

※書式を「書式ダウンロード」の項目からダウンロードできます。